

職場体験事業 Q & A (体験参加者向け)

Q1 この事業の目的について教えてください。

- A. 福祉分野での業務を実際に体験していただくことで「福祉の仕事が人とのふれ合いを重要視する、私たちの日常生活に必要な業務」であることを実感してもらい、就労への動機付けとしていただくことを目的としています。

Q2 体験するにあたり年齢制限はありますか？

- A. 福祉の仕事に対し、興味・関心を持っている方であり、中学生以上であれば誰でも参加できます！

Q3 どのような体験施設がありますか？

- A. 県内にある社会福祉施設(高齢者施設、障害者支援施設、児童養護施設、保育所など)が対象です。希望施設の分野は申込書で記入ができます。
体験受入施設はホームページで確認することができます。

Q4 福祉や保育の現場での経験も資格もないのですが、体験はできますか？

- A. 未経験・無資格の方でも大丈夫です。
未経験の方にはより丁寧にサポートいたしますので、安心してご利用いただけます。ただし、施設によっては受入条件が厳しいところもあるため、希望が通らない場合もあります。予めご了承ください。
また、体験先決定後は必ず体験前に受入施設がどのような種別の施設なのかを調べてから体験に臨みましょう。

Q5 体験までの流れを教えてください。

- A. 千葉県福祉人材センター(以下、「当センター」とする。)が定める「福祉の職場体験申込書」(様式1)を窓口で受領するかホームページからダウンロードしてください。申込みは必要事項を申込書に記入し、当センターへ郵送又はFAXでお送りいただくか、当センターのホームページでオンライン申込みを行ってください。電話やメールでのお申込みは承っておりません。
申込み受付後、ご希望の地域・日時・施設種別を考慮し、当センターが受入施設をマッチング(調整)して、受入施設等に電話確認後、体験参加者に「職場体験受入決定通知書(体験者用)」(様式2)により通知します。

Q6 申込みからどのくらいで体験ができますか。

A. 体験申込み受付後から、少なくとも2週間先となります。

なお、新型コロナウイルスの感染予防措置として2週間の待機期間（検温の実施等）を求められたり、受入施設の地域・種別等にばらつきがあり調整しにくい場合は、体験申込み受付後から1ヶ月先になってしまうこともあります。体験日はなるべく希望日で調整いたしますが、調整が難しい場合はあらかじめご相談させていただきます。

また、受入施設の調整中は当センターから電話連絡をさせていただくことが多くなりますので、日中、電話に出られない場合はあらかじめ留守番電話の設定をお願いいたします。

Q7 体験日数は何日になりますか？

A. 原則として1人1日のみの体験となります。

また、急な病気や事故等による体験日時の変更等の必要が生じた場合は、受入施設（体験施設）、並びに当センターへ速やかに連絡してください。

Q8 体験する具体的な業務の内容には、どんな業務がありますか？

A. 受入施設等は、下記（1）～（3）の内容を基本に、体験参加者個々の資格の有無、就労経験等を考慮したうえで、体験プログラムを定めることとしております。

- （1）介助、自立支援、療育、養護、養育などの介護・保育体験
- （2）散歩の付き添い、行事の参加などの交流体験
- （3）掃除、洗濯などの職員の補助業務体験

Q9 健康診断等を絶対に受けなければなりませんか？

A. 受入施設等が、事前に健康診断等を求める場合は必ず受けていただきます。ただし、基本的にはどの施設等においても健康診断及び感染症等に係る検査の実施等は求めないものとしておりますので、健康診断書等を求める場合、それらの費用は受入施設が負担します。

Q10 体験費用はどのくらいかかりますか？

A. 体験者が負担する費用は基本的にありません。ただし、食事代や交通費、体験する際に必要な物を購入した場合は自己負担になります。

健康診断等がかかった費用については、体験日に受入施設等から領収書と引き換えで返金されます。

Q11 一日の体験時間はどのくらいですか？

A. 体験時間はおおむね1日6時間程度です。体験内容は、各施設や体験参加者個々の資格の有無、就労経験等で変わってきます。そのため、開始時間や内容についても各施設で異なりますので、調整決定後に送付される「職場体験受入決定通知書（体験者用）」（様式2）及び「体験プログラム」をご確認ください。

Q12 体験が終了した後はどうしたらいいですか？

A. 体験参加者は「職場体験終了報告書（体験者用）」（様式3）を当センターに10日以内に提出してください。

体験参加者が引き続き別の施設種別の施設に体験を希望する場合は、最初の申込み方法と同様です。

また、受入施設等が求人募集中で、応募要件に合致して就職を希望される場合は、体験終了後に当センターが受入施設等に紹介させていただきます。応募する際には当センターへの求職登録もお願いいたします。

Q13 体験期間中、事故により負傷した場合、どうすれば良いですか。

A. 体験中に万一事故、事件等が発生した場合は、速やかに受入施設の職員の指示を仰ぐこととし、自分の判断で行動しないようにお願いします。

また事故当日、当センターにもご連絡ください。

Q14 体調不良のため、日にちを変えたい、または中止したい。

A. 体験日時決定後の体験日変更は、原則としてできません。ただし、やむを得ない事情や体調不良などにより参加できなくなった場合は、受入施設等に必ず連絡し日程変更または中止について相談後、当センターに連絡してください。

中止の場合、受入施設等にもご迷惑がかかりますので、連絡は速やかに行いましょう。

なお、無断欠席は絶対にしないでください。

Q15 令和3年度の体験申込及び体験期間は。

A. 令和3年9月1日（水）から令和4年3月4日（金）です。

体験申込受付は令和4年2月10日（木）【必着】までとします。

Q16 新型コロナウイルス感染症の対応について。

A. 体験参加者は、体験当日に「新型コロナウイルス感染防止チェックリスト」（様式4）に必要事項を記入して、受入施設等に提出してください。また施設等での検温、マスクの着用等にご協力ください。